

「産業部門の対策・施策の見直しについて」等に対する意見

2004年7月2日

(社)日本経団連

地球環境部会長 榊本 晃章

地球温暖化対策の策定にあたっては、現在の大綱に示されている「環境と経済の両立に資する仕組みの整備・構築を図る」という基本方針が忘れられてはいけない。

しかし、現在提案されている対策には、産業経済の中心的主体である企業の活力を殺ぎ、「環境と経済の両立」を阻むような内容が多く含まれている。産業界の意見を踏まえた慎重なご検討をお願いしたい。

なお産業界としては、経団連環境自主行動計画の着実な推進に加え、今後は、民生・運輸部門の温室効果ガス削減に向けた取組みを更に強化する所存である。

1. 国内排出取引量制度について

(1) CO₂ 排出量はエネルギー消費量とほぼ同義であり、政府による国内排出量取引のベースとなる排出枠の設定（付与=エネルギー利用量の割当て）は、経済活動の自由を原則とするわが国に馴染まない、極めて経済統制色の強い政策である。また、排出量・原単位は経済活動により変動するものであるが、果たして「適正な」排出量・原単位を予め決定しうるのか疑問である。さらに、わが国において、市場メカニズムのもとでの自由な経済活動によっておこるべき産業の転換・高度化を排出枠の付与によって歪めてしまうことになりかねない。

<参考>

資料中に米国と EU の 2 つの事例が示されている。排出量取引で排出枠の買い手となる事業者にとって購入に要する負担は課徴金に他ならない。米国の酸性雨プログラムは、このような視点から構築されたものであり、人体に有害であり、また、解決策のはっきりした硫黄酸化物の排出削減のための制度である。全ての主体が原因者となり、また、公害物質でもない CO₂ と同様に考えることは適切ではない。

なお、排出量取引制度の導入を予定している EU では、①燃料転換や省エネによる削減余地が大きく、京都議定書の目標達成が比較的容易であり、緩やかな排出枠の設定が可能である ②EU 域内交易が中心であることから、国際競争力に与える影響はさほど大きくないなど、わが国とは状況が異なることに注意すべきである。

(2) 企業は、エネルギー効率の高い製品やサービスを供給することにより、温室効果ガスの排出削減に貢献しているが、生産段階でのエネルギー制約により、

企業の競争力が失われれば、このような省エネ製品やサービスの供給に支障が生じかねないともいえる。さらに、国内生産が国際競争力を失うなどして低迷するようなことがあり、規制のない国での生産が増えれば、地球規模では温室効果ガスの排出増加に繋がることになり、地球温暖化対策の趣旨と逆行する。

(3) そもそも、「公正な排出枠」をどのようにして決めるのだろうか。当然考慮されるべき、過去の省エネ努力や、現実にかかる新規参入者や退出者の取扱いを考えれば、はたして公正な排出枠の設定を国家による計画経済的な構想と価値観を抜きにして、決定することが可能なのだろうか。さらに、企業・業種毎の国による排出枠の設定は、複数の業界・企業間で共同した削減努力にも水を差すことが懸念される。

(4) 自主参加型の排出量取引制度については、提案の趣旨や制度内容が不明確であり、少なくとも以下の点を政府として明らかにすべきと考える。

①日本経団連は環境自主行動計画によって、産業部門の約 8 割の排出をカバーしており、全体として目標を達成することをコミットしている。この参加業種を対象に自主参加型の排出量取引制度を行うことは、全体で見て追加削減量を生むものではなく、いかなる実効性があるのか不明確である。また、着実な成果を挙げている自主行動計画のスキームが分断される恐れがあり、わが国産業界の 7 年間にわたる削減スキームを崩壊させる懸念すらある。

②自主参加型の場合、民間の自主的な取組みの一部として、実現可能であり、国が関与する必要性はない。

2. 経団連自主行動計画

(1) 産業界のこれまでの真摯な取組みが評価されず、恣意的な根拠により一方的に自主行動計画が批判されているのは極めて残念である。

産業界はこれまで真剣に温室効果ガスの排出削減に取り組んできた。また、今後も更なる対策の追加に努力し、2010年目標を確実に達成するよう全力で取り組むことが産業界の責務であると考えている。自主行動計画の目標は自らのPDCAのもとに推進されるのが基本であり、原則として、外部の要請により変更することはこの趣旨に反する。

(2) 自主行動計画は、目標達成を全体として社会へコミットし、その取組みを各企業、産業の自主性に委ねたことがこれまでの成果をもたらしたと考えている。これは大綱にも、「自主行動計画は、各主体の自主的かつ幅広い参画による自らの創意工夫を通じた最適な方法の選択が可能、状況の変化への柔軟かつ迅速な対応が可能等の観点から、環境と経済の両立を目指す本大綱の中核の一つをなすものである。」と書かれているとおりである。今後とも目標達成に向けて全力で努力していく所存であり、政府との協定化は不要と考える。

(3) また、年度毎のフォローアップ、省エネ法による政府への報告や総合エネ

調・産構審自主行動計画フォローアップ合同小委員会、更には自主行動計画第三者評価委員会などにおける検証で、目標達成の可能性を含め自主行動計画は十分信頼できるものと評価されている。

(4) 以上を基本的認識として、当部会で提示された資料には下記のとおりの問題点がある。審議会のとりまとめは、誤解や単なる可能性に基づいて記述すべきでなく、修正を求めたい。

- ・ 10 頁の「自主行動計画と高性能工業炉の導入促進等では▲7%の削減にならない」との記述は大綱への誤解に基づくものであり削除すべきである。大綱の中で「産業部門▲7%」とあるのは、政府自らが、長期エネルギー需給見通しの中で、2010 年の経済規模や対策効果、その他の要素を想定したうえで推計した、いくつかのケースのうちの一つに基づくものでしかなく、経団連自主行動計画とは関係がない。

- ・ 11 頁の「自主行動計画は生産活動の減少が大きく寄与している」との内容の記述は正確な分析に基づくものでなく、削除するべきである。

示されている分析結果は、経団連自主行動計画フォローアップ（2003 年 11 月）で示したものと大きく異なる。経団連自主行動計画フォローアップにおける要因分析においては、鉱工業生産指数をそのまま単純に使用せず、業種別の CO₂ 排出量ウェイトを反映している。推察するに、今回の報告では、鉱工業生産指数（1990 年 101.2→2002 年 93.3）をそのまま単純に説明変数として使っているのではなかろうか。

産業全体の 7 割の排出を占める鉄鋼・化学・セメント・製紙の計 4 業種の業種別生産指数の変化に、CO₂ 排出量のウェイトを乗じて計算すると、4 業種計の生産活動は 1990 年→2002 年に 4.1%増加となる。例えば 1990 年以降、鉱工業生産は 2000 年にピークを迎えたが、同年の要因分析を同様に行うなど、中長期的視点に立った分析を行ない、時系列的な整合性を検討する必要がある。

- ・ 12 頁の「生産予測が過大であった可能性がある」との記述は、その根拠が不明であり、削除を求める。

3. 事業者による温室効果ガス排出量の算定・報告・公表の制度化

(1) 近時、企業活動において「社会的責任」を重視する傾向が強まってきている。このような認識にもとづき、日本経団連は「環境報告書等の 3 年倍増」を宣言しており、会員企業における環境情報の開示を奨励・推進している。

(2) 多くの企業が、既に、環境報告書の中で温室効果ガス排出量を公開している。一方、製造コストに占めるエネルギーコストの割合が高くエネルギー使用量=コスト情報となり「競争上の企業秘密」にあたる場合など、事業所別の排出量を公開できない場合も、また、ある。また、複数工場を有し需要に応じて生

産量を柔軟に調整するため、CO₂排出管理は、関係する工場全てを対象にし、生産チェーン全体を管理しなくては意味を成さないような場合もある。こうした、産業の実情も認識すべきである。一律の制度化ではなく、企業の自主的な判断により、広範な主体の報告を促進する必要がある。

(3) 昨今、地域によっては、政府と地方自治体など異なる主体により報告制度が二重になっている状況も発生している現状を踏まえ、報告制度のあり方を検討する場合には、行政の縦割り、横割りを乗り越えて、重複した制度全体の見直しが必要である。

(4) なお、16頁の「企業が排出の8割をコントロール・・・」の記述は、企業の責任のみを強調し、国民・企業・政府が一体となった削減運動に水を差すものである。なお、正しくは、8割が「企業」と言うのではなく、8割は、「企業・公官庁」と言うべきであることを指摘しておきたい。

4. 京都メカニズムの活用について

国毎の排出量を設定する京都議定書の実効性を担保する手段として、目標達成に京都メカニズムを活用することが認められており、政府は1.6%にこだわらず、国内対策で最大限努力してもなお不足する削減量を確保するために、積極的に活用すべきである。

なお、京都メカニズムと国内排出量取引制度をリンクさせる提案がなされているが、前述のとおり国内排出量取引制度には課題も多く、その実効性は乏しい。むしろ、CDMやJIが地球規模での費用効果的な削減対策であることを踏まえて、これらの実現のための環境整備を政府として推進すべきである。

特に、地球規模での温室効果ガス削減に貢献するCDMやJIなどの事業を促進するため、例えば省エネルギーや熱効率改善などのプロジェクトが、CDMプロジェクトとしての追加性が認められやすくなるよう、CDM理事会などの議論に働きかけをするなどをお願いしたい。

5. 中央環境審議会の進め方に関する懸念

かねてより、温室効果ガスの排出量が増加している民生・運輸部門の対策として広く国民の参画を求めるため、必要な情報を提供し、国民の内発的な意識に強く訴えることを、当部会においても要請してきた。

しかし、残念ながら、こうした提案が取り上げられ、実行されているとは言いがたく、「意見は聞くが行動せず、その結果、効果が挙がらないまま時期が迫っていることを理由として自らがやりたい施策を提案する」という姿勢をとられているように思える。

環境省には、改めて我々の主張も傾聴し、直ちに実行に移すことを求めたい。

以上